

能美市道路の位置指定基準要綱

平成23年3月22日

告示第27号

第1章 総則

(目的)

第1条 この告示は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）をする場合において、建築基準法施行令第144条の4及び能美市建築基準法施行規則の規定によるほか、具体的な基準を定めることにより、良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この告示の適用範囲は道路位置指定を受けようとする区域及び宅地造成区域（以下「位置指定区域」という。）が1,000平方メートル未満の開発行為（都市計画法（第昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為。）に適用する。

第2章 技術基準

(設計)

第3条 道路位置指定の技術基準は、この章に掲げるもののほか、都市計画法第33条による開発許可の基準に適合すること。

(平面計画)

第4条 道路位置指定を受けようとする道路（以下「位置指定道路」という。）は両端を法第42条に規定する道路（以下「既存道路」という。）に接続しなければならない。ただし、次の各号の一に該当し、土地の利用に支障がないと認めた場合は袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）とすることができる。

- (1) 延長（接続する既存道路の幅員が6m未満の袋路状道路に接続する道路にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分を含む）が3.5m以下の場合。
- (2) 終端が公園、広場その他これらに類するもので将来にわたり避難及び通行の安全上支障をきたすおそれのないものに接する場合。
- (3) 道路の延長が、3.5mを超える場合で、終端及び区間の3.5m以内ごとに基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合。（別図第1）
- (4) 道路の幅員が6m以上の場合。

(5) 前4号に順ずる場合で、市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合。

(幅員)

第5条 位置指定道路の幅員は市長が別に定める方法で測ることとし、最小有効幅員4mを確保しなければならない。(別図第2)

(隅切り)

第6条 位置指定道路が同一平面で交差、接続又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合は除く。)には角地の隅角をはさむ辺の長さ2m以上の二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けなければならない。(別図第3)ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 隅切りの部分に既存の建築物、高い堅固な擁壁又はがけ地等があり、隅切りを行うことが著しく困難と認められる場合で、一方の隅切りを角地の隅角をはさむ辺の長さ4m以上の二等辺三角形の部分を道に含んだ場合。(別図第4)

(2) 接続する道路の申請道路側に75cmを超える水路がある場合で、その部分を含めて隅切りを設けた場合。(別図第5)

(3) 隅切りを設けることが著しく困難な場合で市長が交通上支障がないと認めた場合。

(勾配)

第7条 位置指定道路の縦断勾配は9%以下とし、かつ階段状としてはならない。

(路面構造)

第8条 位置指定道路はアスファルト舗装及びコンクリート舗装としなければならない。ただし、市長が交通上、安全上及び衛生上支障がないと認めた場合はこの限りでない。

(排水施設)

第9条 位置指定道路には道路及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠等(以下「側溝等」という。)を設け、その終末は位置指定区域内排水を有効かつ適正に排水できる排水路に接続しなければならない。

2 側溝等の底面勾配は0.3%以上とすること。ただし、施工上困難な場合で市長が衛生上支障がないと認めた場合はこの限りでない。

3 接続する既存道路の取付部に側溝がある場合は250kN/m²以上の耐圧に耐える構造の側溝及び蓋版を設けなければならない。ただし、既存道路の管理者が管理上支障がないと認める場合はこの限りでない。

(給水施設)

第10条 給水管を布設するときは、あらかじめ水道管理者と協議をしなければならない。

(下水道施設)

第11条 下水管を布設して、これを公共下水道へ接続する場合は、あらかじめ公共下水道管理者と協議をしなければならない。

(防護施設)

第12条 位置指定道路が屈曲する部分、がけ等の存する部分及びその他通行上危険を伴うおそれがある部分にはガードレール、柵、擁壁等の適切な防護施設及び反射板等の安全施設を設けなければならない。

(境界の明示)

第13条 道路の側溝側宅地側土留めには、道界ブロック等の境界鋳を埋め込まなければならない。

(敷地面積の最低限度)

第14条 宅地開発を伴う場合の敷地面積の最低限度は、原則として165平方メートルを下回らないこと。

第3章 申請方法

(申請)

第15条 道路位置指定の手続きは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）及び能美市建築基準法施行規則（平成19年能美市規則第2号。以下「能美市規則」という。）に掲げるもののほか、この章に定めるところによる。

(道路の位置の指定の申請)

第16条 能美市規則第9条第2項第6号に定める市長が必要と認める書類は、以下のものとする。

- (1) 代理者によって道路位置指定の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類
- (2) 位置指定道路が既存道路（私道）に接続する場合には、当該道路が公道に接続する位置までの既存道路の土地の所有者の接続についての承諾書（様式第1号）
- (3) 位置指定道路に隣接する土地（以下「隣接地」という。）の所有者及びその隣接地又はその隣接地にある建築物に関して権利を有する者の承諾書（能美市規則様式第10号）
- (4) 位置指定区域となる土地の登記事項証明書

- (5) 位置指定道路の維持管理者との協議経過書（様式第2号）
- (6) 位置指定道路に水道、下水道を布設し接続する場合はそれぞれの管理者との協議経過書（様式第3号）
- (7) 道路位置指定に関係する土地が、他法令に関係する場合は、その許可書又は申請書の写し
- (8) 次の表の各項に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
現況図	縮尺及び方位
	位置指定区域の境界線（朱書きで明示したものに限り）、地番、地目及び都市計画施設の位置
	位置指定区域内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置
	隣接地にある建築物、工作物、道路及び水路の位置
	既存道路の位置、幅員及び種類
	土地の高低その他特記すべき事項
土地利用計画図	縮尺及び方位
	位置指定区域の境界線（朱書きで明示したものに限り）、地番、予定地番、地目、予定地目及び都市計画施設の位置
	隣接地にある建築物、工作物、道路及び水路の位置
	既存道路の位置、幅員及び種類
	土地の高低その他特記すべき事項
	位置指定道路の位置、延長、幅員及び構造
	排水施設の位置、構造及び放流先
	工作物の位置及び種類
	防護施設の位置及び種類
	水道管又はその他これに類する施設の位置及び種類
	下水管、公共枿又はこれらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
位置指定区域の区画割及び区画面積	
道路横断図	縮尺
	道路の幅員及び有効幅員その他特記すべき事項

	側溝の種類、構造及びその寸法
道路縦断図	縮尺
	道路の長さ、高低及び勾配その他特記すべき事項
造成断面図	縮尺
	位置指定区域と隣地との状況（工作物等を設ける場合はその種類、構造、寸法）
公図の写し	縮尺及び方位
	位置指定道路の位置、位置指定区域の境界（朱書き明示したものに限り）、地番及び地目
	位置指定区域となる土地の所有者及び位置指定区域となる土地又は位置指定区域にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名
	隣接地の所有者及びその隣接地又はその隣接地にある建築物に関して権利を有する者の氏名
求積図	位置指定区域内の予定地番ごとのそれぞれ各部分の寸法及び算式
現況写真	位置指定区域の境界（朱書きで明示したものに限り）及び位置指定道路の境界（撮影方角が異なるもの2景以上）

（変更又は廃止の申請に関する図書の省略）

第17条 位置指定道路の変更又は廃止の申請で、次の各号に該当し市長がやむを得ないと認める場合は土地、建築物の権利者及びその他の権利者（以下「権利者等」という。）の承諾は必要としない。

- （1） 廃止される位置指定道路に接する土地が他の道路に接道し、法第43条第1項及び同法第2項に基づく条例の規定に適合している場合。
- （2） その他、廃止又は変更により、関係する権利者等が不利益を受けないことが明らかであること。

（工事の完了の届出）

第18条 能美市規則第10条の通知を受けた者は、位置指定道路の工事が完了したときは、同規則第11条に定めるもののほか、次に掲げる写真を添えて市長に届け出なければならない。

- （1） 工事完成後の全景写真（撮影方角が異なるもの2景以上）

(2) 施工状況を確認できる写真（各工事施工段階にあわせて撮影されたもの）

（地目の変更等）

第19条 能美市規則第12条の検査終了済証を受理した者は、速やかに位置指定道路及び宅地の分筆並びに地目の変更を行い、位置指定区域の公図、地籍測量図及び土地の登記事項証明書を市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年8月2日から施行する。